

議事概要		日時	令和6年8月1日(木)
件名	令和6年第2回 牛久市国民健康保険運営協議会	場所 時間	牛久市保健センター2階 研修室 午後2時00分から午後2時10分
作成年月日	令和6年8月5日(月)	作成者	医療年金課 安藤 哲也
出席者	(出席委員) 杉山繁委員、植田典夫委員、藤岡寛委員、藤田文男委員、村山淳一委員、高野綾子委員、 村山憲子委員、中島幸一郎委員、寺門祐一委員 (委員13名中9名出席。公益代表、医療機関代表、被保険者代表、各委員1名以上を含む過半数出席により会議成立。) (出席説明員) 保健福祉部長、保健福祉部次長兼医療年金課長、事務局2名 (傍聴) 2名 (順不同・敬称略)		
	議事内容	1. 報告 (1) 令和5年度国民健康保険特別会計執行状況について(報告) (2) 牛久市国民健康保険税条例の一部改正について(報告) (3) 牛久市国民健康保険条例の一部改正について(報告) (4) 牛久市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査実施計画について(報告) (5) 牛久市国民健康保険税の現状と今後について(報告)	
会 議 内 容 等			
● 令和5年度国民健康保険特別会計執行状況、牛久市国民健康保険税条例の一部改正、牛久市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査実施計画、牛久市国民健康保険税の現状と今後について、事務局から報告をした。			
● 牛久市国民健康保険条例の一部改正について事務局から報告をした。 ・委員からは①現在発行中の紙の保険証を持って医療機関に受診した方はいつまで使用できるのか、②紙の保険証は全員が返却しないといけないのか、③12月2日以降に発行予定の資格確認書も返却する必要があるのか、と質問があり、医療年金課長から①国民健康保険の保険証に関しては、現在発行中のものは令和7年7月31日の有効期限まで使用可能であるが、もし12月2日以降に紛失した場合等は紙の保険証は発行できないので、それ以降はマイナ保険証又は資格確認書での対応となる、②悪意をもって紙の保険証を返却しない人には過料がかかる、③今までの保険証と同じで全てのケースで返却をしなければならない訳ではない旨を回答した。			
● その他事項として、事務局から広報うしく8月1日号にマイナンバーカードの保険証利用の為の紐づけ方法等を掲載している旨報告をした。委員からは、①委員自身の行政区で高齢者に対する認知症予防等の教室を開催しており、医療費の削減にも繋がっていると思うので今度見に来て欲しいとの依頼があった、②委員自身がマイナ保険証を使って医療機関を受診した際、顔認証でも暗証番号認証でも上手くいかなかった旨の報告があった、③マイナンバーカードの申請方法についての質問があった。			